

飯田市農業振興ビジョン

後期（令和 7 年度～10 年度）基本的方向

**～ 誰もが考え実践できる、
特色ある地域農業の実現 ～**

平成 30 年 3 月 策定
(令和 3 年 3 月 改訂)
(令和 7 年 3 月 改訂)

飯 田 市

～目 次～

I	農業振興ビジョン策定にあたって……………	1
1	ビジョン策定の趣旨	
2	ビジョンの位置づけ	
3	計画期間	
4	ビジョンの構成	
II	現状の分析……………	3
1	農家数と農家人口の著しい減少	
2	他市と比較した農業の特徴	
3	生産する農畜産物の特徴	
4	環境変化や社会変容への対応	
III	農業振興の方向性……………	17
1	飯田市農業の特徴	
2	農業振興の方向性	
3	農業振興施策の展開の考え方	
IV	ビジョンの基本構想、基本的方向……………	19
1	キャッチフレーズ	
2	基本構想（11 年間）	
3	中期基本目標（中期）の振り返り	
4	基本目標（後期）	
5	基本目標ごとの戦略的な展開	
V	協働による農業振興施策の推進……………	35
1	事業推進の考え方	
2	農業振興センターの役割と機能強化	
3	地区農業振興会議の活動支援	

I 農業振興ビジョン策定にあたって

1 ビジョン策定の趣旨

本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化、農地の遊休荒廃化の進展、農村活力の減退など様々な課題があります。

国においては、平成 11 年に食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興に関する施策を進めるとともに、農業の成長産業化を図ることを目的として、「食料・農業・農村基本法」が策定され、令和 6 年 6 月には、昨今の世界情勢を鑑み四半世紀ぶりに法改正がされました。それに併せて令和 6 年度中には「食料・農業・農村基本計画」の改定が行われることとなっており、現在日本の農業は大きな転換期を迎えています。

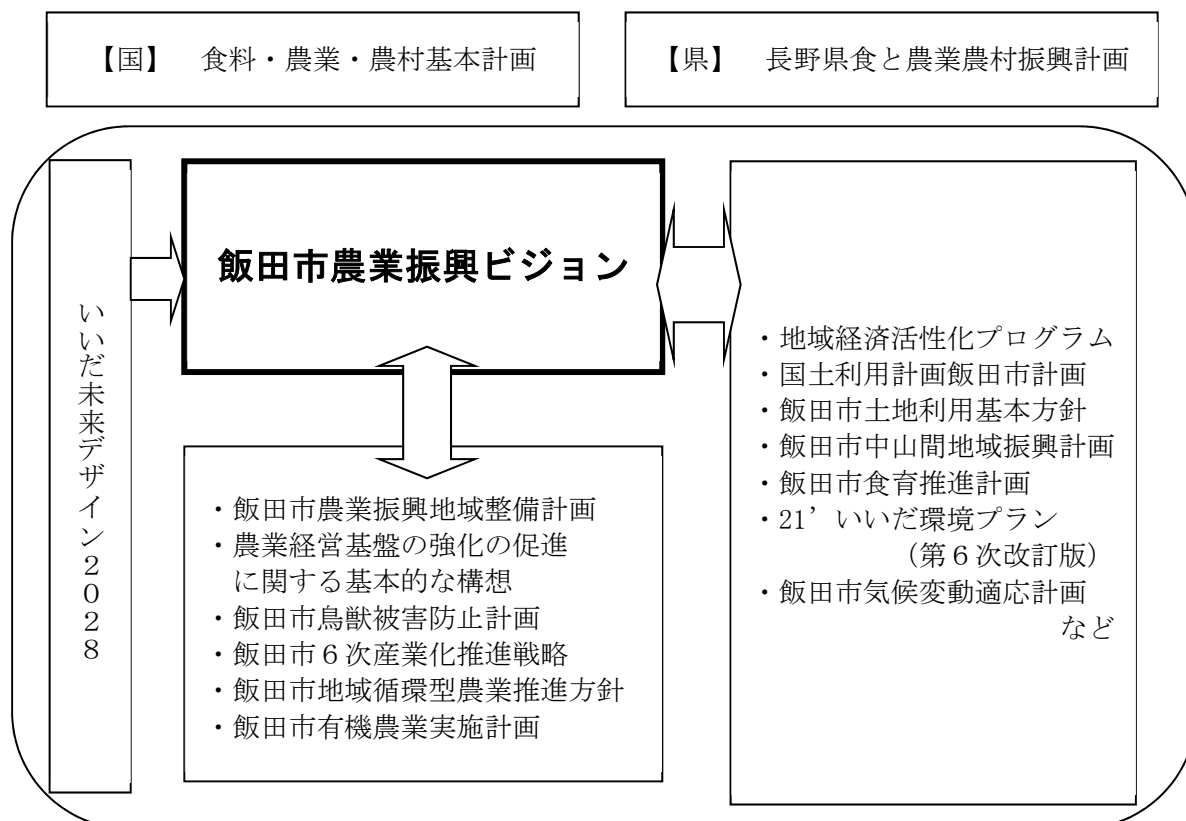
本市においては、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の全線開通など高速交通網の整備により、社会環境と共に農業を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されます。また、社会情勢の変化により環境配慮型農業へ転換していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、農業振興を進める意義を確認し、農業分野の課題解決と活力ある農業・農村の構築による地域活性化を図るため、今後の農業政策の指針となる「飯田市農業振興ビジョン」を策定します。

2 ビジョンの位置づけ

飯田市農業振興ビジョンは、飯田市の総合計画である「いいだ未来デザイン 2028」を上位計画とする、農業分野の個別計画として位置づけます。

国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「食と農業農村振興計画」等の内容を踏まえつつ、飯田市の農業関連計画等と整合を図りながらビジョンを推進します。



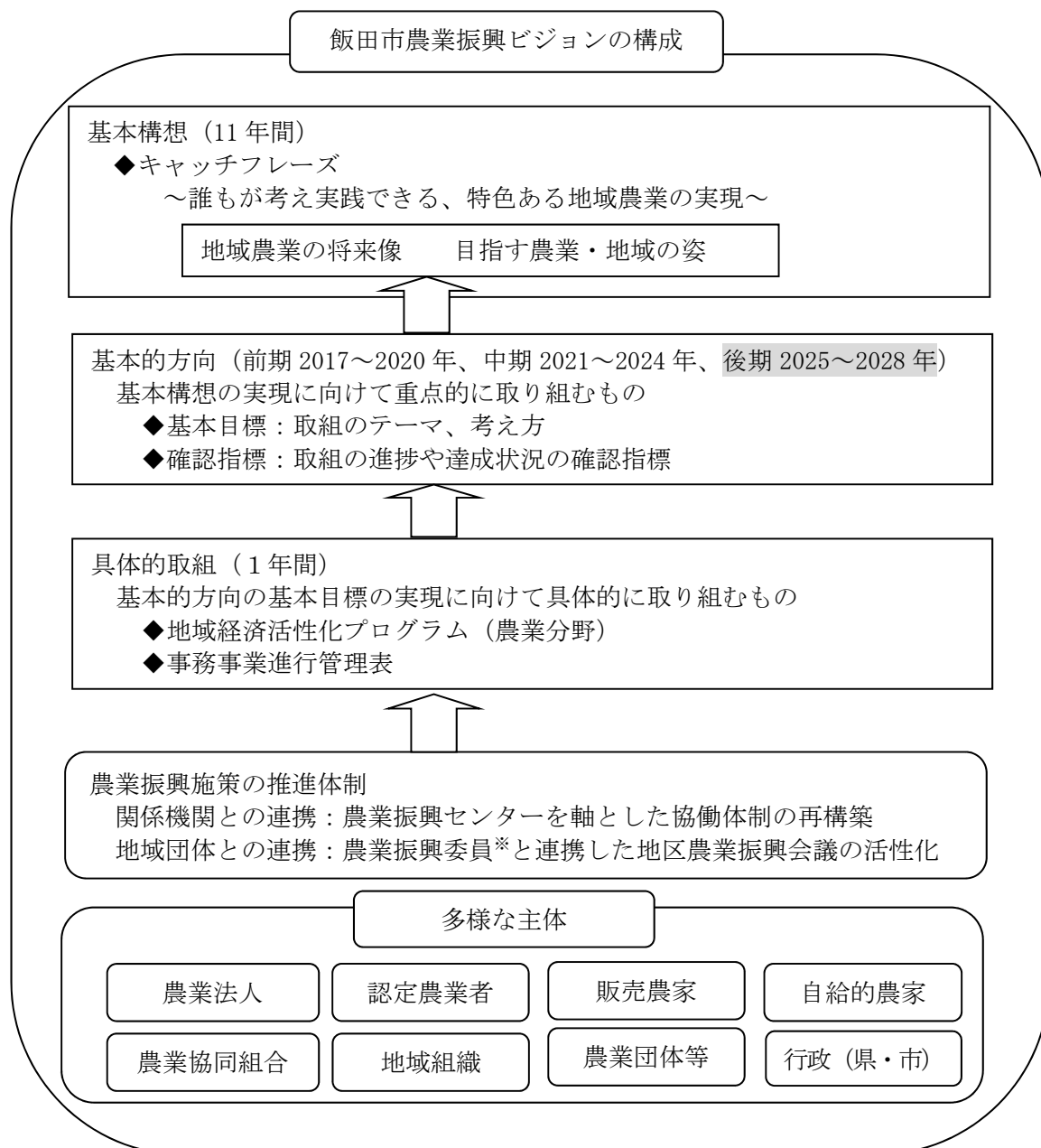
3 計画期間

計画の期間は、「いいだ未来デザイン 2028」平成 29 (2017) 年度～令和 10 (2028) 年度との整合性を図り、平成 30 (2018) 年度から令和 10 (2028) 年度までの 11 年間とします。

なお、計画は進捗状況や社会・経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 ビジョンの構成

飯田市農業振興ビジョンでは、基本構想として計画期間である 11 年間の「目指す農業・地域の姿」を掲げ、その実現に向けた取組の「基本的方向」と各年度の具体的取組により、ビジョンの実現を目指します。



※農業振興委員…「農業振興委員」は飯田市が委嘱する専門委員で、農業委員と農地利用最適化推進委員が務めます。両者が緊密に連携、協力して農業振興を推進する体制とすることを目的としています。

Ⅱ 現状の分析

1 農家数と農家人口の著しい減少

飯田市の農家数は、著しい減少傾向に歯止めがかからない厳しい状況にあります。

平成 27 年と令和 2 年の 5 年間を比較すると、総農家数で 11.0%、販売農家数に至っては、18.6%の大幅な減少となっています。ただ、自給的農家数は 4.7%の減少にとどまり、農業分野の一翼を担う存在となって、本市の農業を支える大きな柱となっているとも言えます。（表 1、グラフ 1）

農家人口については、農業従事者数で 21.6%の大幅な減少という非常に厳しい現状となっています。（表 2、グラフ 2）

農業経営主のうち、「5 年以内の後継者がいない」と「引き継がない」を合わせた割合は全体の 80%を超えており（表 3、グラフ 3）、担い手の年齢階層や平均年齢（表 4－1、グラフ 4－1、表 4－2）を見ても、農家の担い手不足は深刻な状況であることが推察されます。

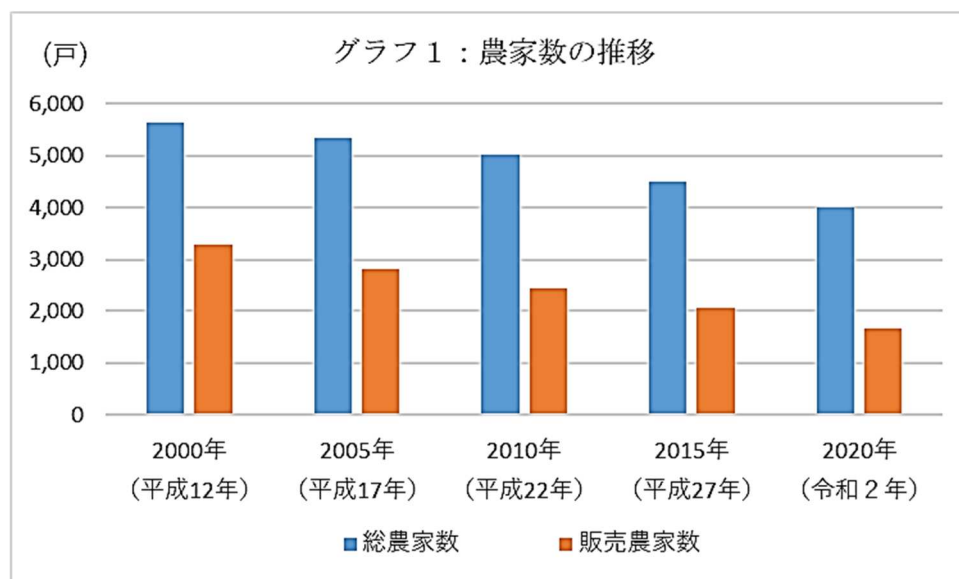
【表 1：農家数の推移】

単位：戸

調査年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和 2 年	H27/R2比較
総農家数	5,640	5,349	5,021	4,502	4,006	△ 11.0%
販売農家数	3,292	2,812	2,451	2,053	1,672	△ 18.6%
内 訳	専 業	583	602	671	調査項目無し	—
	兼 業	2,709	2,210	1,768	調査項目無し	—
自給的農家数	2,348	2,537	2,570	2,449	2,334	△ 4.7%

（出典 農林水産省「農林業センサス」(※)）

※農林業センサスとは、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに農林水産省が行う調査のこと。

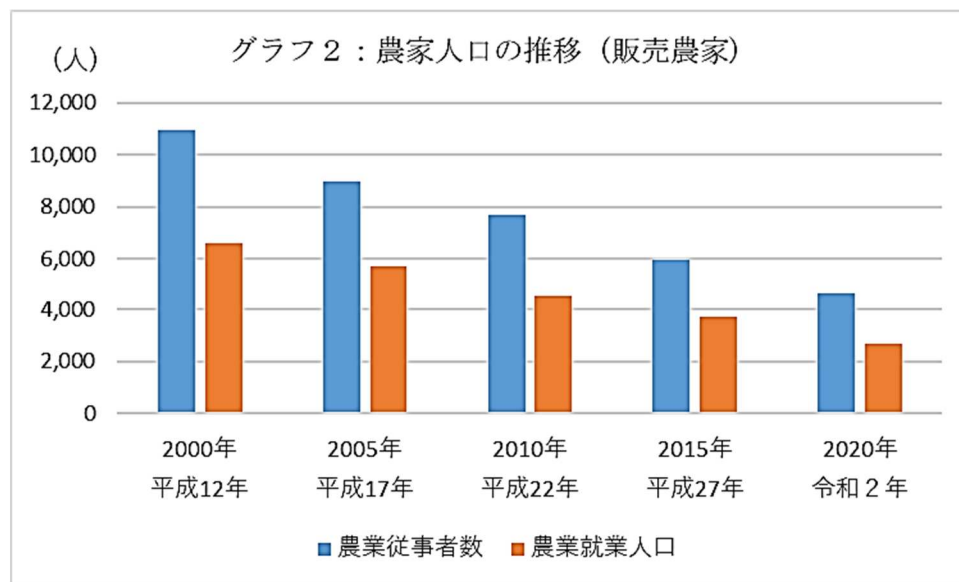


【表 2：農家人口の推移（販売農家）】

単位：人

調 査 年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和 2 年	H27/R2比較
農業従事者数	10,952	8,980	7,662	5,953	4,666	△ 21.6%
農業就業人口	6,574	5,714	4,577	3,722	2,683	△ 27.9%

(出典 農林水産省「農林業センサス」)

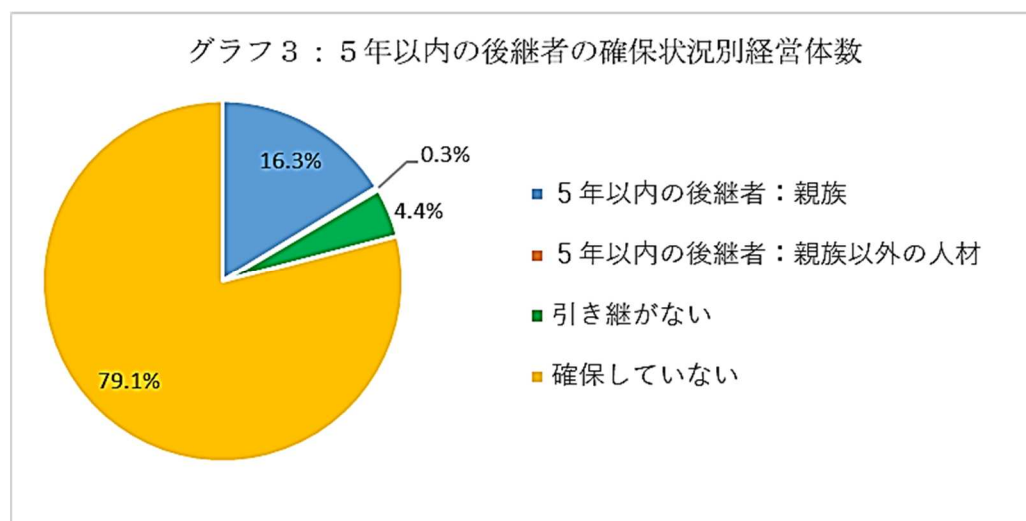


【表 3：5年以内の後継者の確保状況別経営体数】

単位：経営体

5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している			引き継がない	確保していない	計
親族	親族以外の人材	小計			
285	5	290	77	1,385	1,752

(出典 農林水産省「2020年農林業センサス」)



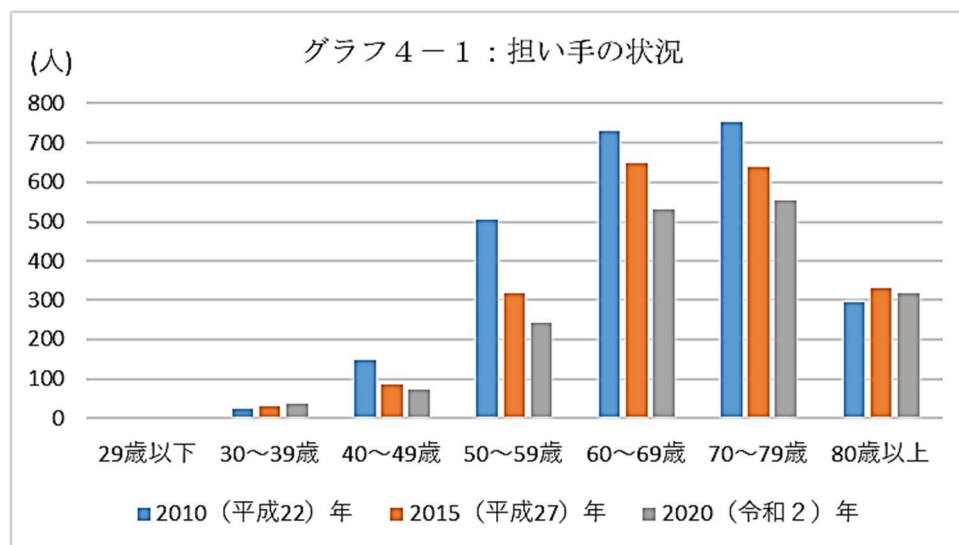
【表４－１：担い手の状況（経営主年齢階層別の経営体数）】

単位：人

年 齢	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
2010年 平成22年	1	24	146	506	729	752	293	2,451
2015年 平成27年	3	29	87	317	649	639	329	2,053
2020年 令和２年	0	38	71	240	531	555	317	1,752

※2020（令和２）年の単位に限り、「経営体」

（出典 農林水産省「農林業センサス」）



【表４－２：農業に60日以上従事した者の平均年齢】

単位：歳

農業に60日以上従事					
男女計の 平均年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢	150日以上従事		
			男女計の 平均年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢
67.0	67.2	66.7	67.3	67.1	67.5

（出典 農林水産省「2020年農林業センサス」）

2 他市と比較した 農業の特徴

伊那谷 2 市と比較して飯田市の特徴を分析します。

総世帯数と農家戸数の比較、総人口と農業就業人口を比較します。

世帯数と農家戸数を比較した農家率は 10.3%で、他市に比べて多いとは言えませんが、農家人口率は 3.4%で、従事する市民が多いという特徴がわかります。(表 5)

経営耕地面積の規模別面積を比較してみます。

本市の 1 ha未満は、全体の 53.5% (727 ha) であり、伊那市 13.5%、駒ヶ根市 16.4%と、2 市に比べ大きな割合であること、また、20 ha以上が本市 42 haに対し、伊那市 920 ha、駒ヶ根市 438 haであり、本市の農業経営規模の大半が小規模農家であることが分かります。(表 6-1・6-2・グラフ 6-1・6-2)

経営耕地面積の規模別経営体数をみても同様の傾向があり、本市の農業経営規模の特徴がわかります。(表 7、グラフ 7)

農産物売上 1 位の出荷先別経営体数を比較してみると、農協への出荷が伊那市 86.0% (924)、駒ヶ根市 69.0% (365) であるのに対し、本市は 63.0% (1,068 経営体) であり、他の 2 市に比べて農協以外の出荷チャネルの活用度が高いと言えます。(表 8、グラフ 8)

次に、販売農家の中で、農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体 (単一経営経営体) の主とする販売農産物の状況を 3 市と比較してみます。

本市では、単一経営の経営体全体 (1,222) のうち、稲作 20.0% (244)、果樹 57.1% (698) であり、伊那市は全体 (792) のうち、稲作 67.9% (538)、果樹 5.8% (46)、駒ヶ根市は全体 (383) のうち、稲作 66.6% (255)、果樹 9.4% (36) となっており、本市が他市に比べ果樹の出荷・販売が非常に多く、米が少ない現状がわかります。(表 9、グラフ 9)

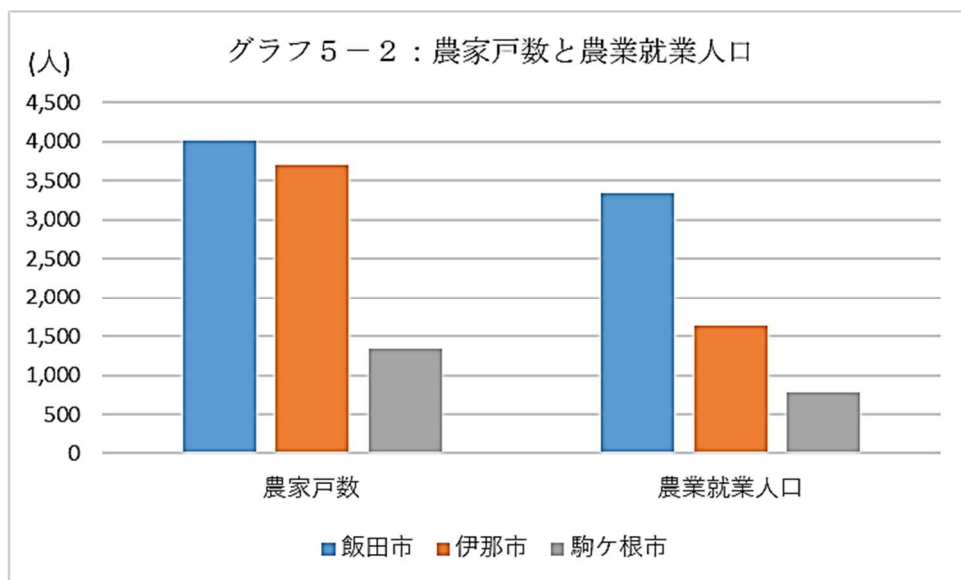
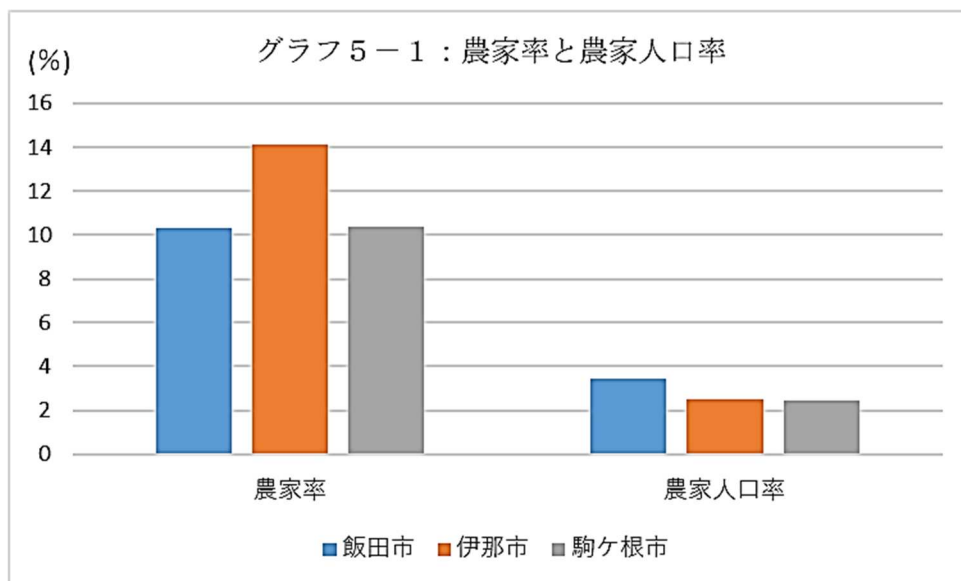
他 2 市に比べて、農協出荷が少ないのは、果樹農家の消費者への直接販売や直売所での販売が多いことに加え、出荷先のほとんどが農協である米農家が少ないことが要因ではないかと推測されます。

また大部分の農業経営体は法人化されていないことが分かります。この傾向は他の 2 市も同様です (表 10)。また、法人化している経営体は「株式会社ほか」が 65.5%と多く、他の 2 市と明らかに異なる特徴があります (グラフ 10)。

【表 5：総世帯数・総人口に対する農家数・農家人口、及び他市との比較】

都市名	世帯数 A (世帯)	人口 B (人)	農家戸数 C (戸数)	農業就業人 口 D (人)	農家率 C/A %	農家人口率 D/B %
飯田市	38,903	98,164	4,006	3,347	10.3	3.4
伊那市	26,238	66,125	3,695	1,639	14.1	2.5
駒ヶ根市	12,956	32,202	1,345	785	10.4	2.4

(出典 総務省「2020年国勢調査」、農林水産省「2020年農林業センサス」)

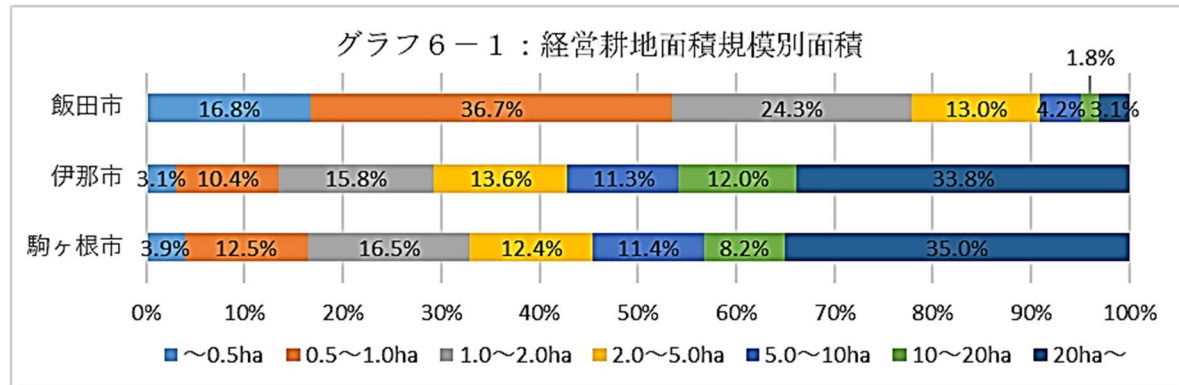


【表 6－1：経営耕地面積規模別面積】

単位：ha

	～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～5.0ha	5.0～10ha	10～20ha	20ha～	計
飯田市	228	499	331	177	57	25	42	1,360
伊那市	84	283	429	369	308	325	920	2,718
駒ヶ根市	49	157	206	155	142	103	438	1,251

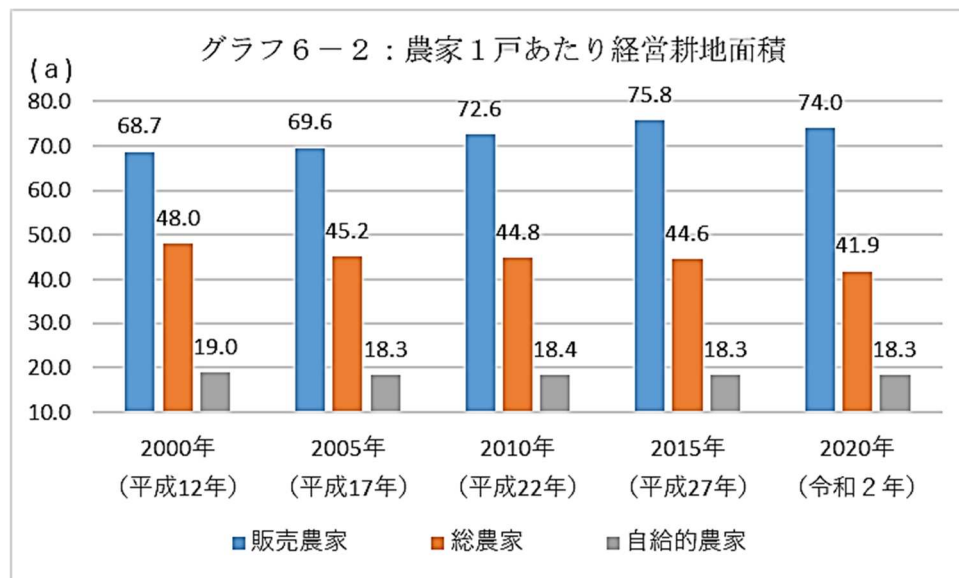
(出典 農林水産省「2020年農林業センサス」)



【表 6－2：農家 1 戸あたりの経営耕地面積】 (経営耕地のある農家数と経営耕地面積)

区分		2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和 2 年)
総農家	戸数	5,640	5,349	5,021	4,502	3,916
	経営耕地面積(a)	270,600	242,000	225,100	200,600	163,900
	1 戸経営耕地面積(a)	48.0	45.2	44.8	44.6	41.9
販売農家	戸数	3,292	2,812	2,451	2,053	1,659
	経営耕地面積(a)	226,100	195,600	177,900	155,700	122,700
	1 戸経営耕地面積(a)	68.7	69.6	72.6	75.8	74.0
自給的農家	戸数	2,348	2,537	2,570	2,449	2,257
	経営耕地面積(a)	44,500	46,400	47,200	44,900	41,200
	1 戸経営耕地面積(a)	19.0	18.3	18.4	18.3	18.3

(出典 農林水産省「農林業センサス」)

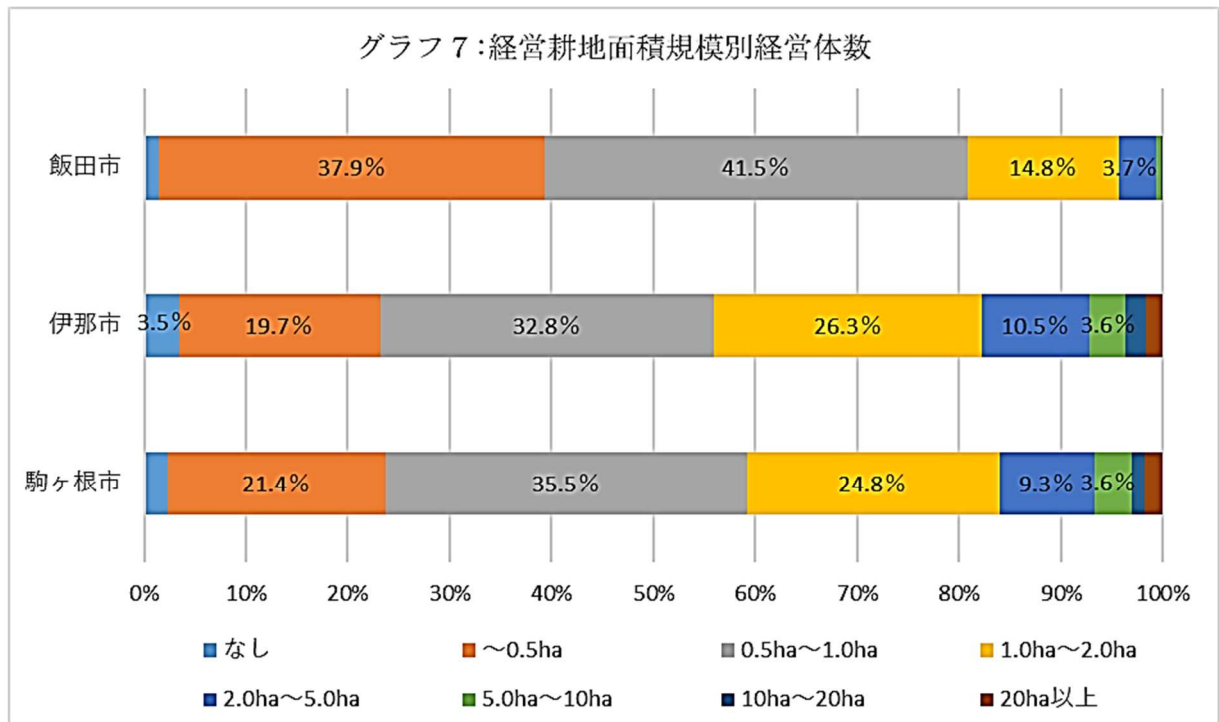


【表 7：経営耕地面積規模別経営体数】

単位：戸

	なし	～0.5ha	0.5ha～ 1.0ha	1.0ha～ 2.0ha	2.0ha～ 5.0ha	5.0ha～ 10ha	10ha～ 20ha	20ha 以上	計
飯田市	26	663	726	259	65	9	2	0	1,750
伊那市	42	236	393	315	126	43	24	20	1,199
駒ヶ根市	14	131	217	152	57	22	8	11	612

(出典 農林水産省「2020年農林業センサス」)

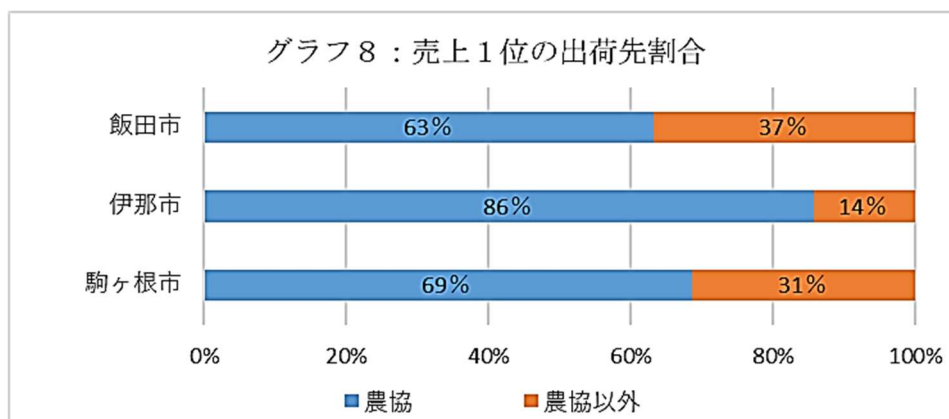


【表 8：農産物売上 1 位の出荷先別経営体数】

単位：経営体

	販売経営体	農 協	農協以外の 集出荷	卸売市場	小売業者	食品製造・ 外食産業	消費者 直接販売	その他
飯田市	1,686	1,068	149	139	49	22	200	59
伊那市	1,078	924	31	15	17	6	67	18
駒ヶ根市	532	365	30	12	33	5	69	18

(出典 農林水産省「2020年農林業センサス」)

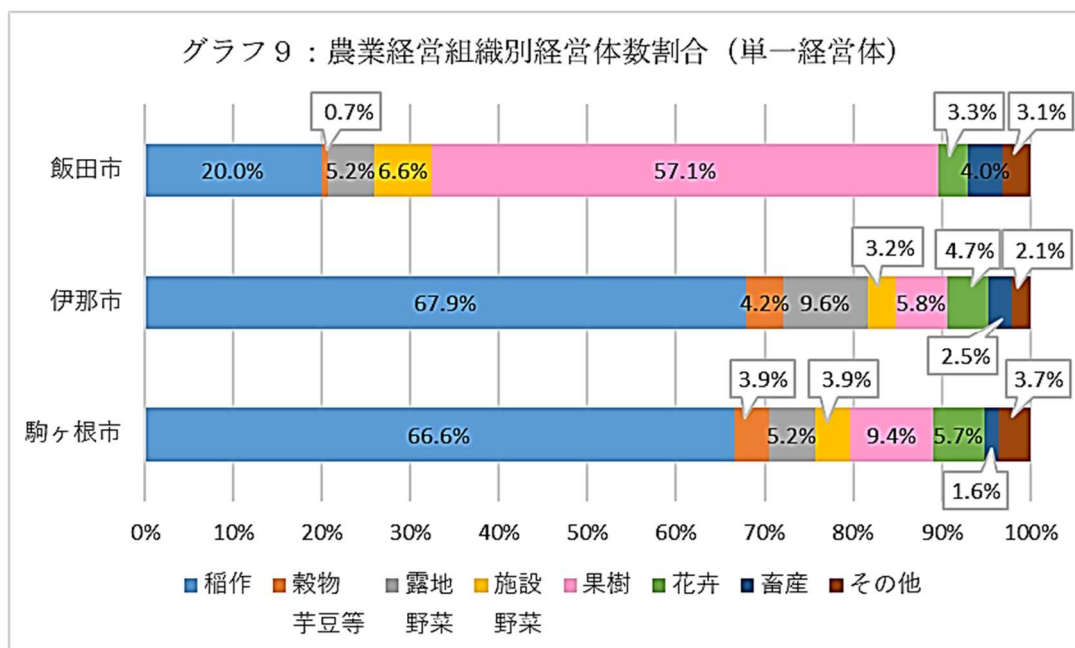


【表9：農業経営組織別経営体数】

単位：経営体

都市名	販売 経営体	単一経営体（主位部門の販売金額が8割以上）									複合 経営
		計	稲作	穀物 芋豆等	露地 野菜	施設 野菜	果樹	花卉	畜産	その他	
飯田市	1,686	1,222	244	9	63	81	698	40	49	38	464
伊那市	1,078	792	538	33	76	25	46	37	20	17	286
駒ヶ根市	532	383	255	15	20	15	36	22	6	14	149

(出典 農林水産省「2020年農林業センサス」)

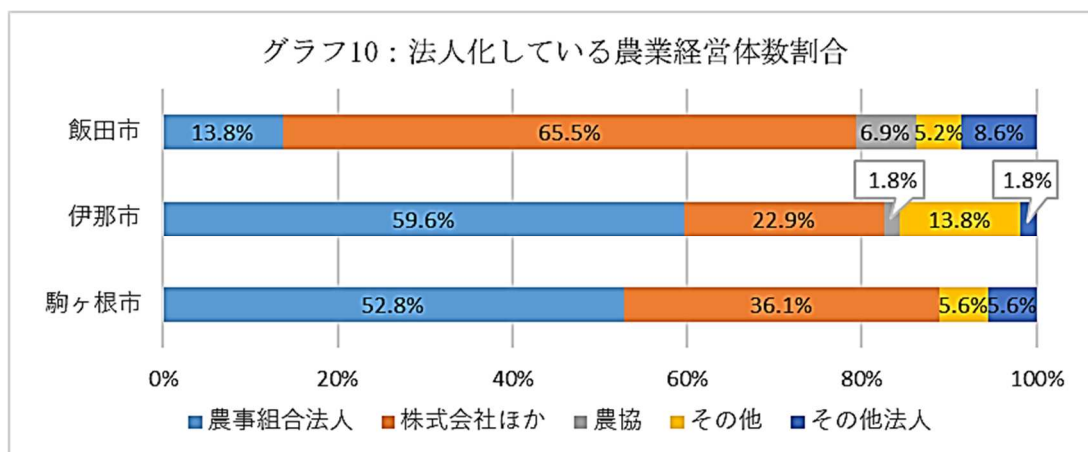


【表10：組織形態別経営体数】

単位：経営体

都市名	計	法人化している				その他 法人	法人化していない	
		農事組 合法人	株式会 社ほか	農協	その他			家族 経営体
飯田市	1,763	8	38	4	3	5	1,705	1,705
伊那市	1,219	65	25	2	15	2	1,110	1,099
駒ヶ根市	620	19	13	0	2	2	584	576

(出典 農林水産省「2020年農林業センサス」)



【定義】

- 農業経営体とは、
農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業 ※ 1 a = 100 m²

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350 m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250 m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

- 個人経営体とは
農業経営体のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

- 法人経営体とは
「農業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まれる。）

- 農業経営体のうち家族経営
「農業経営体」のうち個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。

- 農家
調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

- 販売農家
経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

- 自給的農家
経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

- 農事組合法人
農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

○株式会社

商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。

○合名・合資会社

商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。

○相互会社

保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

○農協

農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。

○単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

○複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

○経営耕地面積

農業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借り入れている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。

○専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

○兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

○農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。

3 生産する 農畜産物の特徴

次に飯田市の農畜産物の特徴等について見ていきます。

飯田市は年間を通じて気温較差が大きいため、多種多様な農産物の栽培が可能であり、また、標高差が大きいため収穫期をずらした栽培ができる地域です。温暖地域の植物の北限、寒冷地域の南限と言われ、りんご、桃、梨、ぶどうが栽培できる全国でも珍しい産地となっています。

1 戸あたり農地が狭く、山間地や傾斜地が多いため、少量多品目栽培による複合経営をしている農業者が多いことも特徴です。また、施設農業が盛んであり、トマトやきゅうりなどの果菜類やダリア、シクラメンなどの花きの生産、良質な肉用牛（南信州牛）や肉用豚の生産などの産地となっています。当地域はぶなしめじ栽培の発祥の地であり、現在も主要な農畜産物の1つとなっています。

先述のとおり、当地域は1 戸あたり農地が狭く、山間地や傾斜地が多いため、高品質な農産物生産によるブランド化戦略を行い、農畜産物に高付加価値を付けて狭い農地条件でも収益が確保できる農業経営を目指す必要があります。

ブランド戦略の中でも、特に地理的表示保護制度（GI）に登録されている市田柿は、生産者や生産団体等の努力により、品質向上のための生産管理や多様な流通販売が展開され、全国一の干し柿としてブランドが確立されています。

飯田市の農畜産物の産出額を長野県のそれと比べると、当市で生産されている農畜産物の特徴がより明らかになります。（表 11、グラフ 11）

農畜産物の産出額については、長野県は野菜の割合が高いですが、南信州地域は、果樹と畜産の割合が高くなっています。これは、狭い農地条件でも収益が確保できる農業経営を目指した結果です。

農畜産物の販売については、中京圏に近く、首都圏、関西圏にも比較的近い地の利を生かし、複数都市圏の市場出荷を行うとともに、観光農園や産直・宅配など消費者と直接つながる取引が行われています（表 8）。農畜産物の産出額は、全体として横ばい傾向ですが、果樹や野菜についてはやや増加傾向、きのこが減少傾向であることがわかります。（表 12、グラフ 12）

農畜産物の産地を強化するとともに、ブランド化による高付加価値化を進めていく必要があります。

農産物の栽培は気象状況に大きな影響を受けるため、昨今高温や多雨、少雨等の気候変動による生育障害や市田柿の加工にも悪影響が出ています。今後は、気候変動に対応した栽培方法や加工技術の検討も進めていく必要があります。

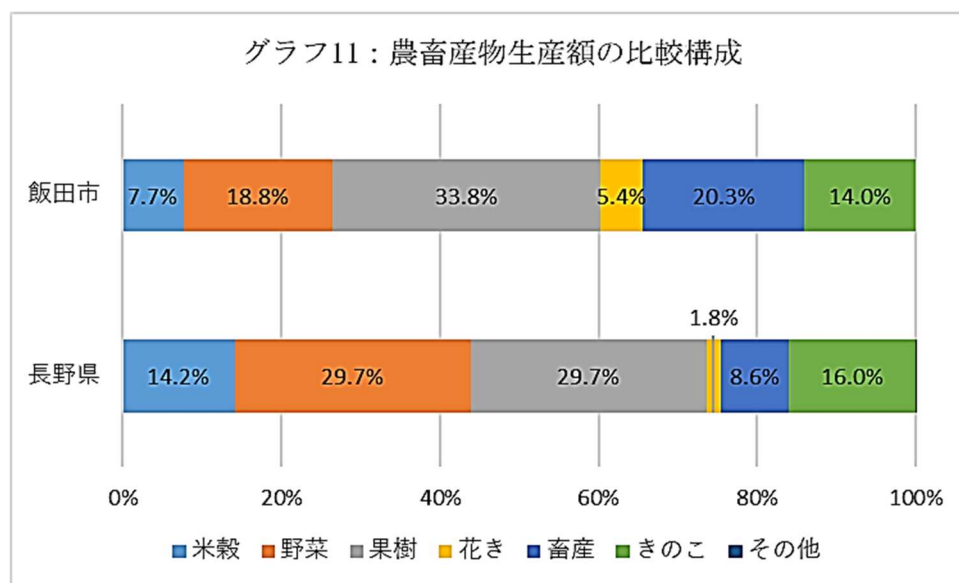
【表11：農畜産物生産額の比較構成】

単位：1,000万円

区分	米穀	野菜	果樹	花き	畜産	きのこ	その他
飯田市	80	195	351	56	211	146	1.0
長野県	4,333	9,049	9,045	547	2,616	4,870	8.0

(出典 農林水産省「令和4年市町村別農業産出額（推計）」及び「令和4年林業産出額」)

※飯田市のきのこは市内農家のJA販売額

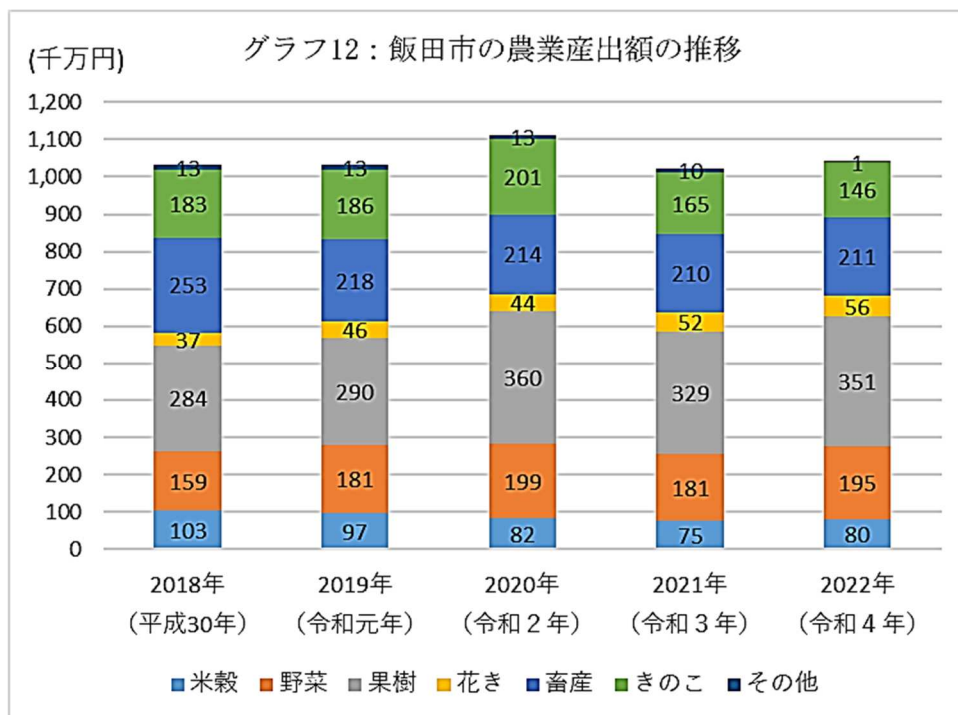


【表12：飯田市の農業産出額の推移】

単位：1,000万円

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2022年 構成比	前年比 R4/R3
米穀	103	97	82	75	80	7.7	106.7
野菜	159	181	199	181	195	18.8	107.7
果樹	284	290	360	329	351	33.8	106.7
花き	37	46	44	52	56	5.4	107.7
畜産	253	218	214	210	211	20.3	100.5
きのこ	183	186	201	165	146	14.0	88.5
その他	13	13	13	10	1	0.1	10.0
合計	1,032	1,031	1,113	1,022	1,040	100.0	101.8

(出典 農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」、きのこは市内農家のJA販売額)



4 環境変化や社会変 容への対応

リニア中央新幹線の開業、三遠南信自動車道の開通等、高速交通網の整備により、移動時間の短縮と利便性の向上が見込まれ、東京をはじめとする大都市圏と南信州地域のつながりが強まります。

田園回帰の流れが定着し、若者や子育て世帯でも田舎暮らし志向が高まりを見せています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした動きはより強まっています。

この地域には、豊かな自然があり、農業に関わって暮らす人々の営みによって育まれる農山村の文化・景観、さまざまな農畜産物などの地域資源があります。

地域資源を守り育て、それを活かすことにより、サステイナブルツーリズムも視野に入れた都市農村交流へ進展させるとともに、二地域居住や移住・定住に結び付けることが期待されています。

こうした動きと農業の振興、地域の活性化は密接に関連しており、関係者が連携して取り組む必要があります。

また、近年はあらゆる分野で国際目標であるSDGsの目標実現に向けた取組が加速しています。一方で、地球温暖化による気候変動が農業生産に深刻な影響を及ぼし、国際情勢の不安定化によって原料の多くを海外に依存する化学肥料の価格が高騰しています。こうした社会変化に対応しつつSDGsの実現に寄与する取組として、農業分野においては特に環境に配慮した生産活動が求められており、当市では地域内循環を軸とした、外部環境の影響を受けにくく環境負荷低減に寄与する持続可能な農業を推進する必要があります。

令和3年5月には、持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」が策定され、国全体で調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進しています。

当市でも、「飯田市地域循環型農業の推進方針」及び「飯田市有機農業実施計画」を策定、令和6年4月30日には「オーガニックビレッジ宣言」を行い、地域の未利用資源の活用の推進や環境配慮型農業へ転換していくこととしています。

今後は、地域循環型農業の推進のために、生産者だけでなく、流通事業者や消費者もともに取組を進めていく必要があります。

Ⅲ 農業振興の方向性

1 飯田市農業の特徴

(1) 実態から見える特徴

当市農業は、経営耕地面積規模の小さい農家が多く、兼業・自給的農家によって支えられてきたことが分かります。

また、生産品目からは狭い農地を有効に活用して経営の多角化が進んでおり、市内 16 地区では、生産品目や地域資源を活かした農家民泊等のグリーンツーリズムなど、地区ごとの特色を生かした取組が展開されています。

(2) 実践に見る特徴

経営規模の小さい農家が多く農家人口比率が高いことから、地域と農業が密接に関わり合っており、農業者のみでなく地域に暮らす全ての人が物や知恵を出し合い自ら地域を運営していく「集落複合経営」に取り組んできたことが分かります。

その精神を引き継ぐ事業として、遊休農地の活用、農産物の加工など地域農業の特色を活かした取組が行われ、地域づくりに大きく関わってきています。

繁忙期の援農制度として始まったワーキングホリデーは、都市住民と農家を結び、参加をきっかけとした移住、就農にもつながっています。

また、令和 2 年に運用が始まった J A と連携した「1 日農業バイト」は、農繁期の労働力確保の新たな手法として着実にその利用が広まっており、さらに活用を浸透させる必要があります。

2 農業振興の方向性

産業としての農業と共に、農村風景などを資源として地域の魅力を高めながら地域づくりに取り組んできました。このような状況を踏まえ、これからの農業振興の方向性を次のとおり整理し取組を進めていきます。

(1) 地域経済を支える農業

ブランド化した品目を中心に、多種多品目で品質の高い農畜産物を生産する産地として持続することを目指します。そのためには、「所得向上」により魅力ある農業を実現していくことで担い手を確保し、生産される農畜産物のブランド化等を推進し、農家が生産活動を継続していける産業としての農業振興に取り組めます。

(2) 農業を活かした地域づくり

社会環境の大きな変貌に対し、農業者をはじめ地域に関わる全ての市民が協働し、主体的に考え、実践することにより、農業を活かした地域づくりを目指します。

農業の営みや農家の生活から育まれる自然景観や生活文化等の地域資源を活かした交流事業の取組や地域活動を通じて、魅力ある地域づくりと地域の活性化につなげていくための農業振興に取り組めます。

(3) 地域循環型農業の推進

持続可能な地域としていくために、生産・流通・消費の仕組みを構築し、地域内で必要な資源を循環させる循環型農業を進めます。

循環型農業を基本とした、環境に配慮した農業を推進し持続可能な地域づくりを進めます。

3 農業振興施策の展開の考え方

農業の担い手の減少など様々な課題を解決し、産業としての農業と集落機能の維持を目的とした地域政策を展開していくためには、それぞれの地域において今後の農業振興のあり方を協議するなかで地域の将来ビジョンを検討していく必要があります。

担い手の確保等、共通課題の解決に向けた取組と共に、農業者や地域等の課題にあわせ支援できるボトムアップ型の農業振興施策を展開していきます。

IV ビジョンの基本構想、基本目標

1 キャッチフレーズ

『誰もが考え実践できる、特色ある地域農業の実現』

2 基本構想（11 年間）

目指す農業・地域の姿

（1）多様な担い手により持続する農業

- ・認定農業者や農業法人などの農業者が、後継者を確保し、安定した農業経営が行われています。
- ・U I ターン者が、新たに就農したり、農業に関わったりしながら地域に定着しています。
- ・兼業農家や女性などが担い手として活躍し、趣味や生きがいとして農業に取り組む市民が農ある暮らしを楽しんでいます。

（2）地域循環型農業の推進と産地の強化【後期より】

＜中期：多種目多品目の農産物を生産する産地＞

- ・環境に配慮した農業の取組が行われています。
- ・域内で生産された環境に配慮した農産物が域内で流通しています。
- ・域内にある未利用資源活用が進んでいます。
- ・気候変動の影響に対応した栽培・加工技術や新たな品目の導入に向けた取組とともに、環境への負荷を低減した生産方法の導入も進められています。
- ・省力化やデジタル技術を活用した新たな栽培方式の導入が進み、生産性の高い農業が営まれています。
- ・生産工程管理に取り組み、品質の高い農畜産物が生産され、地元をはじめ多くの消費者に喜ばれています。
- ・6 次産業化や他産業との連携による農畜産物の高付加価値化の取組が行われています。
- ・産地ブランドとして高い評価を受け、それを求めて多くの人を訪れ、海外に輸出される農畜産物も増えています。

（3）生産基盤の維持により保全される多面的機能

- ・農地、水路、農道などが適切に管理され、農業生産に役立っています。
- ・地域住民の取組で、農地が保全・活用され、水路・農道などの機能が維持されています。
- ・防災、景観育成、生物多様性の保持など農業の多面的機能が発揮されています。

（4）16 地区の個性が輝く地域農業

- ・市民が農業の有する多面的機能を理解し、各地区で農業と生活が調和する地域づくりが行われています。
- ・農業を身近なものとして感じ、市民が関わりながら地域農業や農村文化等の資源を活かした都市農村交流が各地区で行われています。
- ・各地区で、魅力を高めて人を呼び込む取組（田舎に還ろう戦略）が展開されています。

3 中期基本目標の振り返り（中期 令和３年度～令和６年度）

基本構想	基本目標
Ⅰ 多様な担い手により持続する農業	1 地域農業を支える担い手の確保と育成
	2 多様な担い手の確保と育成
Ⅱ 多種多品目の農畜産物を生産する産地	1 農業生産力の強化
	2 農畜産物の高付加価値化
	3 農作物被害対策の推進
Ⅲ 生産基盤の維持により保全される多面的機能	1 生産基盤の整備・保全と多面的機能の維持・増進
Ⅳ 16 地区の個性が輝く地域農業	1 地域資源を活かした地域経済の活性化
Ⅴ 多様な主体が協働して推進する農業振興	1 協働による農業振興施策の推進

基本目標Ⅰ-1 地域農業を支える担い手の確保と育成

<戦略（考え方）>

- 生産団体、農業法人、地域などと連携して、新規就農者の確保に取り組めます。
- 就農研修制度の充実、農地・住宅の確保とともに、新規就農者の地域への定着と経営安定の取組を支援します。
- 法人化の取組を支援するとともに、法人の雇用人材の確保に取り組めます。
- 経営改善に向けた施設整備等の取組を、資金の融資や補助制度を活用して支援します。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自営新規就農者（累計）	30人	4人	7人	9人	9人
認定農業者数	240人	201人	204人	210人	205人 (R6.12現在)
法人数(認定農業者)	40社	38社	41社	40社	43社 ※R6.12現在
施設整備等支援件数等 (補助)	120件	134件 18,541千円	125件 24,299千円	197件 33,561千円	119件 18,022千円 ※R6.12現在
市田柿特認生産者数等	60人 52ha	55人 54.3ha	48人 50.2ha	45人 47.9ha	52人 ※R6.12現在

<取組の成果と課題>

- ・令和3年度～6年度の認定新規就農者は15人であった。
- ・就農地を決定するうえで最も重要となる農家住宅（空き家）等の確保について、関係機関、地域自治組織や地区農業振興会議等と連携して取り組んでいく必要があります。
- ・JA研修制度に加えて、多様なニーズに対応できる里親研修先の拡充や農業法人と連携した受け皿づくりを推進していく必要があります。
- ・3大都市圏等からの移住就農者確保のために、農業研修においても地域おこし協力隊制度の活用を拡大していく必要があります。
- ・認定農業者については、各地域の担い手として推進していく必要があります。
- ・市田柿特認生産者については生産者数は目標値に届かなかったものの、生産者1人当たりの栽培面積は増加しました。引き続き生産団体等と連携しながら、地域の市田柿生産の中核となる特認生産者を育成していく必要があります。

基本目標Ⅰ-2 多様な担い手の確保と育成

<戦略（考え方）>

- 定年帰農者や女性など、農業や農ある暮らしに関心のある市民などの多様な担い手が栽培技術等を学ぶ機会を、指導機関と連携して提供していきます。
- 市民農園、レクリエーション農園制度を周知し、家庭菜園など農ある暮らしを応援します。
- ワーキングホリデーやマッチングアプリを活用して、繁忙期の労働力の確保に取り組みます。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
帰農塾参加者	15人	13人	27人	22人	17人
市民農園の利用区画数	240区画	215区画	216区画	232区画	222区画 ※R7.1現在
ワーキングホリデー参加者数	300人	15人	31人	57人	76人
1日農業バイトマッチング件数	1,000件	1,223件	1,764件	1,993件	2,293件 ※R6.12現在

<取組の成果と課題>

- ・県やJAが開催する講座が、定年帰農者等のレベルアップや、多様な担い手の育成につながりました。
- ・意欲ある農業者支援事業の対象を認定農業者だけではなく、半農半Xなどの中小規模の農家を対象とし拡大希望農家等としたことにより、農家の継続につながりました。
- ・農業経営セミナーなど農作物の生産技術以外の研修も拡大していく必要があります。
- ・1日農業バイトの登録者を増やすため、制度について普及活動に取り組みました。また、1日農業バイトアプリがワーキングホリデーに代わる労働力の確保の方法として好評を得られました。参加者には「農ある暮らし」の魅力をPRすることができ、農業への関心を高めることにもつながっています。
- ・ワーキングホリデーは都市部等からの「関係人口」を築くとともに、飯田のファンづくりにつながっていますが、受入れ農家数は高齢化や代替わり等により減少傾向にあり、新たな受入れ農家を募集していく必要があります。

基本目標Ⅱ-1 農業生産力の強化

<戦略（考え方）>

- 省力化や効率化を図るため、施設整備等を支援するとともに、スマート農業の導入に向けた検証と普及に取り組みます。
- 果樹産地の将来を見据え、省力化のための新たな栽培技術の導入に向けた実証実験に取り組みます。
- 気候変動や需要を捉えた新品目・新品種の導入など、将来を見据えた新たな取組を支援します。
- 耕畜連携による稲WC S（発酵粗飼料）の面積拡大を図り、水田活用による自給飼料の供給を進めます。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農業産出額	103 億円	102.2 億円	104 億円	調査中	調査中
施設整備等支援件数等（補助）	120 件 20,000 千円	134 件 18,541 千円	125 件 24,299 千円	197 件 33,561 千円	119 件 18,022 千円 ※R6.12現在

<取組の成果と課題>

- ・市及び国や県の補助金を有効に活用し、ぶどうの施設整備や市田柿の加工設備、苗の導入等を支援したことが、産出額の増加につながりました。
*ぶどうの生産量…R3：145 t R4：182 t R5：221 t
- ・世界情勢の影響を受けた急激な生産コストの上昇に対応するため、肥料や飼料、燃料費等の支援を行い、経営継続のための支援を行いました。
- ・市田柿加工の省力化のために、干場環境モニタリングシステム「実まもり博士」を開発し、普及を始めました。市田柿生産の省力化を進めるため、引き続き普及を進めていく必要があります。
- ・果樹栽培の省力化、早期多収を目指し、桃と梨で「塚平式Y字樹形」の実証試験を行いました。作業性、早期収穫、収穫量ともに通常の樹形での栽培より優れている結果となりました。今後は普及に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・農業振興センターでは新品目栽培研究プロジェクトにより、温暖化や寒さ対策により栽培も可能な新品目・新品種の導入に向けて取り組んでいます。また、温暖化の現状を踏まえ、柑橘類をはじめとした新品目・新品種の栽培についても研究を重ねる必要があります。
- ・稲WC S（発酵粗飼料）については、農業振興センターPJからJAみなみ信州の事業へ移管されました。面積拡大については、収穫の効率化に向けたほ場の集約や収穫後の保管場所等の検討を行う必要があります。

基本目標Ⅱ-2 農畜産物の高付加価値化

<戦略（考え方）>

- ブランド力の強化を図るため、G I 産品である市田柿等の品質向上に関係団体と連携して取り組むとともに、国内外でのプロモーションにより販路の拡大を進めます。
- 6次産業化や農・商・工連携など、農畜産物の高付加価値化の取組を支援します。
- 地域内の有機質資源を活用した栽培、農薬や化学肥料の使用を控えた栽培など、環境保全型農業の取組を支援します。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市田柿出荷額（南信州）	2,300t	2,085t	2,121t	2,075t	調査中
6次化総合事業化計画認定数	4件	1件	1件	0件	0件
環境直払制度の取組面積	150a	0a	0a	0a	0a

<取組の成果と課題>

- ・市田柿ブランド推進協議会では、市田柿加工マニュアルの作成や検討会を行い、市田柿の品質向上に取り組みました。気候変動により、市田柿の栽培、加工に影響が出ているため、協議会でそれに対応した栽培や加工方法の検討を進めていく必要があります。
- ・市田柿商標・GI管理委員会で、海外での販路拡大に向け、海外G Iの登録を進めました。（マレーシア、シンガポール、ベトナム、タイ）
- ・市田柿ブランド推進プロジェクトによるトップセールスや市田柿ブランド推進協議会のPR活動により、東京や名古屋等都市圏での市田柿の認知度向上の取組を進めました。
- ・三遠南信地域との連携や市田柿海外輸出推進プロジェクトによる現地に出向いての商談に併せて国内外に展開する料理教室と連携した取組を進めたことで、東南アジア等を中心に市田柿の輸出量が増加しました。
＊市田柿輸出量…R3：70t、R4：84t、R5：94t
- ・南信州牛の認知度向上のため、南信州畜産物ブランド推進協議会による南信州牛フェアの開催したことにより、地域内の消費者が南信州牛を食べる機会が増加しました。
- ・銘柄豚の認知度向上のため、PRツールを制作し市民に配布するとともに、イベント認知度向上につなげました。また、学校給食で銘柄豚を提供することで、小中学生に銘柄豚を知ってもらうことができました。
- ・南信州牛、銘柄豚ブランド力強化に向けて、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ・地域循環型農業の推進のために令和5年5月に「飯田市地域循環型農業推進方針」を策定しました。また、有機農業等を推進していくための「有機農業実施計画」を策定し、令和6年4月30日には「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。
- ・有機農業等を推進していくため、「環境に配慮した農産物地域相互認証制度」を創設し、運用を始め、学校給食への導入も始まりました。今後は認証制度の市民への認知度を上げ、認定者を増やすとともに、域内流通を拡大していく必要があります。
- ・有機米の栽培実証試験を行い、収穫した有機米約1,600kgを学校給食に提供しました。今後地域内での有機米栽培の普及のためには、省力化のためのスマート農業技術の活用や安定した栽培に向けたマニュアル作りを行う必要があります。
- ・市田柿の皮等を活用したBS資材の可能性調査を実施し、BS資材化が可能であることを確認しました。今後は資材の販売を見据えて、開発や製造について検討を進めていく必要があります。
- ・南信州・飯田産業センターと連携し、市田柿の皮をサイレージ化に向けたサイレージの製造や成分分析を行い、サイレージのとしての活用が可能であることが確認できました。今後は、生産団体等の協力を得ながら、嗜好試験や食味試験、製造方法の検討等商品化に向けた取組を進めていく必要があります。

基本目標Ⅱ-3 農作物被害対策の推進

<戦略（考え方）>

- 鳥獣被害の実態を把握し、総合的な対策を進め農作物被害の低減を図ります。
- 自然災害は、関係機関と連携し被害対策に必要な情報や、被災後の技術対応等の情報を提供します。
- 気候変動による自然災害等に備え、収入保険制度等セーフティネットへの加入を促進します。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入保険加入者数	100人	39人	57人	80人	96人 ※R6.12現在
野生鳥獣の農作物被害額	23,000千円	18,103千円	18,874千円	14,458千円	調査中

<取組の成果と課題>

- ・餌付けストップキャンペーンや地区一丸となった組織的な取組を実施したことで、農業者以外の地域住民に対する意識付けをすることができましたが、効果的に行うため、地域住民の意識を高め、広域的な取組をしていく必要があります。
- ・飯田市鳥獣被害対策実施隊員による継続した個体数調整の取組によって、野生鳥獣による農作物被害は目標値を超える減少となりましたが、隊員の高齢化等による減少が懸念されるため、実施隊員を増やす取組が必要です。
- ・市の掛け金補助もあり、災害等で農作物の減収を補てんする、収入保険の加入者が増加しました。引き続き災害等に備えて加入促進を行う必要があります。

基本目標Ⅲ-1 生産基盤の整備・保全と多面的機能の維持・増進

<戦略（考え方）>

- 人・農地プラン（地域計画）の継続的な取組を通じて、土地所有者と耕作者の意向を把握し、担い手への集積等農地の流動化を進めます。
- 優良農地の保全、用水路や農道の維持管理・整備を推進します。
- 担い手への集積を進めるため、必要に応じ、耕作条件の改善に向けた基盤整備を支援します。
- 多面的機能支払や中山間地域等直接支払等による、地域が主体となった農地保全・活用の取組を支援します。
- 市民農園、レクリエーション農園制度を周知し、家庭菜園など農ある暮らしを応援します。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質化された人・農地プラン数	45 件	26 件	41 件	59 件	59 件
農振農用地区域面積	2,550 ha	2482.6ha	2473.2ha	2450.3ha	調査中
担い手への集積率	24.4%	26.4%	22.9%	23.0%	調査中
多面的支払、中山間支払対象農地面積	535 ha	548.2ha	558.9ha	563.4ha	565.0ha

<取組の成果と課題>

- ・多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用して、農業用施設の維持管理や改修が行われ、農業生産活動が継続されたことにより農地が保全されました。
- ・中山間地域等直接支払制度は促進計画を見直したことで、新規の集落協定締結につなげることができました。
- ・多面的機能の維持増進の視点から地域住民の参加を求め、活動できる人や地域を増やしていくことも課題です。
- ・上郷地区において令和9年度工事着工に向けて基盤整備の要望があったため長野県と補助事業の準備を地元と進めています。

基本目標Ⅳ-1 地域資源を活かした地域・経済の活性化

<戦略（考え方）>

- 魅力ある農畜産物や食文化、農村の暮らしなどの地域資源を活かした都市農村交流（グリーンツーリズム）を推進し、地域の活性化に取り組みます。
- 新規就農者をはじめ、農業者に働きかけを行い、農業体験の受入農家の確保に取り組みます。
- 「農＋食・観光」の視点から、産業分野が連携した域産域消の取組を通じて産地に人を呼び込む仕組みづくりを進めます。
- 日本食文化観光推進機構や市町村等と連携し、地域に根付いている焼肉食文化の発信に取り組みます。
- 棚田の保全活動に取り組む地域と連携し、棚田を活かした地域の活性化に取り組みます。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
域産域消の食育店認定数（累計）	27 店舗	27 店舗	31 店舗	31 店舗	33 店舗
学校給食に占める地元農産物割合	55%	44.4%	48.3%	48.0%	調査中
農家民泊受入農家数	130 戸	ｺﾏﾅﾁ中止	ｺﾏﾅﾁ中止	34 戸	35 戸
産地ツアー参加者数	160 人	ｺﾏﾅﾁ中止	南信州観光公社へ移管		
直売所の八百屋機能を活用した店舗数	10 店舗	3 店舗	3 店舗	7 店舗	調査中

<取組の成果と課題>

- ・「天耕の家」の維持・活用について地元と協議し方向性を出す必要があります。
- ・農産物の生産者と実需者をマッチングし、地元の農産物を地域内に流通させる「まちの八百屋システム」の仕組みを作り、WEBシステムを活用した実証試験を始めました。本格運用に向けて、円滑に運営できるようシステムをアップデートし、より多くの店舗に利用してもらえるシステムにしていく必要があります。
- ・南信州 14 行政とJA等が協働した地域農業の担い手づくりを官民一体で行う「南信州担い手就農プロデュース」と連携し、就農希望者が農業体験できるように受入農家の確保に取り組んだことで担い手の確保につながっています。就農希望者がより多くの農業体験ができるよう受入農家の確保は今後も必要です。
- ・「飯田市域産域消の食育店」の店舗数を増やすことができました。「市田柿の日PRキャンペーン」や「南信州牛フェア」等に協力いただき、地域食材の魅力のPRができました。
- ・学校給食関係者、生産団体、農業者等が集まり、学校給食の地元産率を向上させるための検討会を開催しました。地元産率向上のためには、生産団体、納入業者を含めた仕組みをする必要があります。また、「環境に配慮した農産物地域相互認証制度」で認証された農産物の使用割合を向上させるための取組も必要となってきます。
- ・広報ブランド推進課等と連携し、11 月の焼肉月間時に学校給食で南信州牛や銘柄豚の焼肉給食を提供し、小中学生に地元の農畜産物及び焼肉文化についてPRすることができました。
- ・都市農村交流事業として、上村地区において県外居住者の下栗応援団との交流事業により伝統野菜である下栗芋の作付けや収穫祭を行いました。また、霜月祭のお手伝いとしても活動をいただき無形文化財の保全活動を協力いただきました。
- ・よこね田んぼのある千代地区が指定棚田地域に指定された（2020 年度）。棚田を活かした地域の活性化に向け、地元と連携し取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅴ 協働による農業振興施策の推進

<戦略（考え方）>

- 共同事務局会議、企画委員会を定期開催し、農業現場の課題解決や地域農業の将来の発展を目指す事業などについて協議し、必要な事業を企画・立案していきます。
- 事業化したプロジェクト事業は、構成団体のマンパワーを結集し、得意分野で役割を発揮しながら取組を推進していきます。
- 地区農業振興会議の活性化に向けて、農業振興センター事務局、農業振興委員、地域自治組織等が連携して、地区での議論や取組を支援します。

<進捗状況確認指標>

指標名	目標値	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
共同事務局会議開催数	８回	７回	５回	４回	４回
企画委員会開催数	４回	４回	４回	３回	４回
プロジェクト事業数	５件	４件	４件	４件	４件

<取組の成果と課題>

- ・共同事務局会議や企画委員会を開催するとともに、重点課題については、プロジェクト事業として推進することができました。
- ・果樹新技術等研究プロジェクト及びスマート農業研究プロジェクトについては、リニア時代を見据えた今後の生産基盤の維持・強化や農作業の省力化、販路拡大のために重要であり、更に取り組を加速させていく必要があります。
- ・地域循環型農業研究プロジェクトについては、環境に配慮した農業の推進に向けた取組を推進すると共に、地域相互認証制度の構築や学校給食等への地場製品の導入を始めました。また、市田柿加工残渣をはじめ食品系未利用資源の活用を検討していく必要があります。
- ・地区農業振興会議については、「人・農地プラン」の実質化の取組や「地域計画」の作成により、農業関連団体や担い手との連携が図られ、多くの農業者の協力により地域農業の現状を把握することができました。地域農業の現状や課題について、更に地区での議論や取組を推進していく必要があります。

4 基本目標（後期 令和7年度～10年度）

基本構想	基本目標
Ⅰ 多様な担い手により持続する農業	1 地域農業を支える担い手の確保と育成
	2 多様な担い手の確保と育成
Ⅱ 地域循環型農業の推進と産地の強化 ＜後期から変更＞	1 農業生産力の強化
	2 農畜産物の高付加価値化
	3 環境に配慮した農業の推進
	4 農作物被害対策の推進
Ⅲ 生産基盤の維持により保全される多面的機能	1 生産基盤の整備・保全と多面的機能の維持・増進
Ⅳ 16 地区の個性が輝く地域農業	1 地域資源を活かした地域経済の活性化
Ⅴ 多様な主体が協働して推進する農業振興	1 協働による農業振興施策の推進

5 基本目標ごとの戦略的な展開

基本目標Ⅰ－１

地域農業を支える担い手の確保と育成

<戦略（考え方）>

- 生産団体、農業法人、地域などと連携して、新規就農者の確保に取り組みます。
- 就農研修制度の充実、農地・住宅の確保とともに、新規就農者の地域への定着と経営安定の取組を支援します。
- 法人化の取組を支援するとともに、法人の雇用人材の確保に取り組みます。
- 経営改善に向けた施設整備等の取組を、資金の融資や補助制度を活用して支援します。

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
新規就農者数 （自営・親元就農）	9 人	30 人 （2021 年からの累計）
認定農業者数	210 人	240 人
法人数（認定農業者）	43 社	50 社
施設整備等支援件数 （補助）	165 件	200 件
市田柿特認生産者数・面積 （累計）	45 人・47.9 ha	60 人・63.8 ha

基本目標Ⅰ－２

多様な担い手の確保と育成

<戦略（考え方）>

- 兼業農家の営農継続を支援するため農業機械のレンタルの充実や機械等の更新補助に取り組みます。
- 定年帰農者や女性など、農業や農ある暮らしに関心のある市民などの多様な担い手が栽培技術等を学ぶ機会を、指導機関と連携して提供していきます。
- 市民農園、レクリエーション農園制度を周知し、家庭菜園など農ある暮らしを応援します。
- ワーキングホリデーやマッチングアプリを活用して、繁忙期の労働力の確保に取り組みます。

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
農業機械のレンタル数	51 件	80 件
帰農塾参加者数	22 人	30 人
市民農園の利用区画数	232 区画	240 区画

ワーキングホリデー 参加者数	57 人	100 人
1 日農業バイト マッチング件数	1, 993 件	2, 000 件

基本目標Ⅱ－１

農業生産力の強化

<戦略（考え方）>

- 省力化や効率化を図るため、スマート農業の導入に向けた検証と普及に取り組めます。
- 果樹産地の将来を見据え、省力化のための新たな栽培技術の導入に向けた実証実験及び普及に取り組めます。
- 気候変動や需要を捉えた新品目・新品種の導入など、将来を見据えた新たな取組を行います。
- 農畜産物の安定生産や品質の向上を図るために施設整備等を支援します。

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
農業産出額	104 億円 (2022)	108 億円
ぶどうの出荷量	222 t	399 t
家畜の飼養頭数（牛・豚）	3, 084 頭・8, 934 頭	3, 100 頭・9, 000 頭
施設整備等支援件数 （補助）	165 件	200 件

基本目標Ⅱ－２

農畜産物の高付加価値化

<戦略（考え方）>

- ブランド力の強化を図るため、G I 産品である市田柿等の品質向上に関係団体と連携して取り組むとともに、国内外でのプロモーションにより販路の拡大を進めます。
- 南信州牛、銘柄豚のブランド力強化や認知度向上、消費拡大に取り組めます。
- 6 次産業化や農・商・工連携など、農畜産物の高付加価値化の取組を支援します。
- 農畜産物の安定生産や品質の向上を図るために施設整備等を支援します。
（再掲）

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
市田柿出荷量（南信州）	2, 075 t	2, 200 t
市田柿輸出量（南信州）	94t	150t
ぶどうの販売額	474, 192 千円	705, 065 千円

施設整備等支援件数 (補助)	165 件	200 件
6 次産業化総合化事業化 計画の認定数 (累計)	3 件	4 件

基本目標Ⅱ－３

環境に配慮した農業の推進

<戦略（考え方）>

- 飯田市環境に配慮した農産物相互地域認証制度である「みやまし農産物認証制度」の認定者を増やし、認証農作物の域内流通を拡大します。
- 学校、保育園給食の地元産率向上、「飯田市環境に配慮した農産物相互地域認証制度」の認定農産物の安定導入を進めます。
- 有機米栽培の普及に向け、機械導入や栽培マニュアルの作成を行います。併せて学校給食での有機米の提供を進めます。
- 消費者の環境に配慮した農業の理解を醸成するため、有機農業体験教室（オーガニックファーム等）を行います。
- 地域内未利用資源を活用し、地域循環型農業を推進します。

<進捗状況確認指標>

進捗状況確認指標	基準値（2023）	目標値（2028）
「みやまし農産物認証制度」の認定者数（累計）	2 人	30 人
直売所等への地域認証農作物コーナー設置数（累計）	0 箇所	10 箇所
学校給食に占める地元農産物割合	48.0%	55.0%
学校給食に提供する有機米の圃場面積	0 a	100 a
学校給食に導入された有機野菜の品目数	3 品目	6 品目

基本目標Ⅱ－４

農作物被害対策の推進

<戦略（考え方）>

- 鳥獣被害の実態を把握し、総合的な対策を進め農作物被害の低減を図ります。
- 自然災害は関係機関と連携し、被害対策に必要な情報や被災後の技術対応等の情報を提供します。
- 気候変動による自然災害等に備え、収入保険制度等セーフティネットへの加入を促進します。

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
収入保険加入者数	80 人	130 人

野生鳥獣の農作物被害額	14,458 千円	13,010 千円
-------------	-----------	-----------

基本目標Ⅲ－１

生産基盤の整備・保全と多面的機能の維持・増進

<戦略（考え方）>

- 地域計画（旧「人・農地プラン」）の継続的な取組を通じて、土地所有者と耕作者の意向を把握し、担い手への集積等農地の流動化を進めます。
- 遊休農地を減らすために大豆・そば等の振興、レンタル農業機械の充実等を行います。
- 優良農地の保全、用水路や農道の維持管理・整備を推進します。
- 担い手への集積を進めるため、必要に応じ、耕作条件の改善に向けた基盤整備を支援します。
- 多面的機能支払や中山間地域等直接支払等による、地域が主体となった農地保全・活用の取組を支援します。
- 市民農園、レクリエーション農園制度を周知し、家庭菜園など農ある暮らしを応援します。（再掲）

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
遊休農地面積	416 ha	400 ha
担い手への集積率	23.0%	24.4%
多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払の対象農地面積	563 ha	565 ha
市民農園の利用区画数	232 区画	240 区画

基本目標Ⅳ－１

地域資源を活かした地域・経済の活性化

<戦略（考え方）>

- 魅力ある農畜産物や食文化、農村の暮らしなどの地域資源を活かした都市農村交流（グリーンツーリズム）を推進し、地域の活性化に取り組みます。
- 新規就農者をはじめ、農業者に働きかけを行い、農業体験の受入農家の確保に取り組みます。
- 「飯田市環境に配慮した農産物相互地域認証制度」の認定者を増やし、認証農作物の域内流通を拡大します。（再掲）
- 学校、保育園給食の地元産率向上、有機農産物等環境に配慮した農産物の安定導入を進めます。（再掲）
- 産業分野が連携した域産域消の取組を通じて、産地に人を呼び込む仕組みづくりを進めます。

○棚田の保全活動に取り組む地域と連携し、棚田を活かした地域の活性化に取り組めます。

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
域産域消の食育店認定数（累計）	31 店舗	41 店舗
学校給食に占める地元農産物割合	48.0%	55.0%
まちの八百屋システムを活用した店舗数（累計）	7 店舗	10 店舗
「みやまし農産物認証制度」の認定者数（累計）	2 人	30 人
直売所等への地域認証農作物コーナー設置数（累計）	0 箇所	10 箇所

基本目標Ⅴ－1

協働による農業振興施策の推進

<戦略（考え方）>

- 共同事務局会議、企画委員会を開催し、農業現場の課題解決や地域農業の将来の発展を目指す事業などについて協議し、必要な事業を企画・立案していきます。
- 事業化したプロジェクト事業は、構成団体のマンパワーを結集し、得意分野で役割を発揮しながら取組を推進していきます。
- 地区農業振興会議のあり方について、農業振興センター事務局、農業振興委員、地域自治組織等で連携して研究を進めます。

<進捗状況確認指標>

指標名	基準値（2023）	目標値（2028）
共同事務局会議開催数	4 回	6 回
企画委員会開催数	3 回	4 回
プロジェクト事業の数	4 件	5 件

遊休農地を増やさないために大豆・そば等の振興、レンタル農業機械の充実等を行います。

V 協働による農業振興施策の推進

1 事業推進の考え方

農業を取り巻く様々な課題は、行政だけで解決できるものではなく、生産団体だけで、また一事業体だけで解決できるものではありません。行政（県・市）、農協、農業関係団体、飯田市農業振興委員（農業委員・農地利用最適化推進委員）と農業者が協働していくための体制づくりも重要になってきます。

本市では、農業関係団体や地域の農業者等と一緒に農業振興を進めていく組織として、農業振興センターを設置し、「農業を活かした地域づくり」を地域の農業者や自治組織、農業関係代表者等の皆さんと協議して活動してきています。

農業振興ビジョンを実現していくため、関係機関（者）と基本構想「目指す農業・地域の姿」を共有し、企画・立案し、実践していく組織としての機能強化を図り、それぞれが持つマンパワーを結集し、得意分野で役割を発揮しながら、地域の農業振興に取り組みます。

農業振興センターは、そうした取組を推進する中心的な役割を担います。

2 農業振興センターの役割と機能強化

農業振興センターは、「地域の問題を、地域自らが考え自ら実践する」という飯田市の地域づくりの理念を基本にして、飯田市の農業振興を「行政、生産者団体、農業委員会等の関係機関と一緒に進めていくための組織」として、平成 12 年に設立されました。

このビジョンの推進にあたり、毎年度定める 1 年間の具体的取組は、農業振興センターが、農業者、生産者団体、地区農業振興会議等の思いを受け止め、企画・立案し、実践していきます。また、農業振興への取り組みや支援策等が広く周知されるよう、ホームページや広報「みどりの風」等による広報活動に取り組みます。

担い手の確保等の共通課題については、農業振興センターが調査、研究し、関係者と連携して解決方法を企画・立案します。

毎年度の具体的取組を評価し、進行管理を行って、取組の効果をより高めていきます。

農業者や地区の思いを受け、一緒になって取り組む「伴走型支援」を進めます。

平成 30 年にこのビジョンがスタートして以降、農業振興センターの運営と事業の推進について、生産団体と行政の連携強化を図るため、共同事務局会議を開催し、事業の進捗状況の確認と課題解決に向けた検討を行っています。特に重点的な課題については、プロジェクト事業として位置づけ、取組を推進しています。さらに、事業の進行管理と情報共有のため、企画委員会を四半期ごとに開催するなど、推進体制の

3 地区農業振興会議 の活動支援

強化に努めてきました。

農業振興施策の展開においては、事務局職員を配置しているＪＡみなみ信州と飯田市が事業を牽引していけるよう、事業推進における構成団体のそれぞれの役割を明確にして取組を進めます。

農業振興センターでは、市内 16 地区（旧市 5 地区は 1 地区として組織）に、地区農業振興会議を設置しています。

地区農業振興会議は、地域の農業振興を担う核として活動しており、市農業課及び農業委員会事務局の職員並びにＪＡみなみ信州各支所、事業所長及び営農課職員が各地区の事務局を務めています。

これまでも、飯田市は、各地区で展開される農業振興・地域活性化の取組を重視してきました。地域農業の将来ビジョンを描き実践するには、地区の農業者や自治組織役員をはじめとした地域住民による話し合いの場や学習・研修機会を設けることがより重要となります。令和元年度から「人・農地プランの実質化※」の取組が始まり、地区農業振興会議の役割はさらに大きなものとなっています。令和 7 年度からは、この「人・農地プランの実質化」が法定化された「地域計画」に生まれ変わります。市内 16 地区における「地域計画」を基に、担い手への農地の集約化に向けた取組を加速させます。

農業振興センターが地区の思いを聞き、地区の話し合い等の場にしっかりと入ることで、「伴走型支援」で地域の取組を支えています。

※実質化：集落における農地と担い手の課題をアンケート等により把握し、話し合いによって、担い手への集積方針等を定めること

農業委員会法の改正により、担い手への農地集積、新規参入といった「農地利用の最適化」の業務が農業委員・農地利用最適化推進委員の業務として位置づけられたことを踏まえ、市は、一緒に取り組んでいくため両委員に農業振興委員を委嘱しました。

担い手や農地の現状を把握し、農業振興委員を中心に地区での話し合いを進めています。

◇飯田市農業振興ビジョン◇

策 定	平成 30 年 3 月
改 訂	令和 7 年 3 月
編 集	飯田市産業経済部農業課
住所等	〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地
電 話	0265-22-4511（代表）（内線 4811）
公式ウェブサイト	: http://www.city.iida.lg.jp/
農業課メールアドレス	: nousei@city.iida.nagano.jp